

天竜区役所課長会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、天竜区役所の一体的かつ効率的な運営を図るため、天竜区役所課長会議(以下「課長会議」という。)について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 課長会議は、天竜区役所が実施する事務事業の連絡、方針の調整その他必要な協議を行う。

(組織)

第3条 課長会議は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 区振興課長(以下「担当課長」という。)は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を課長会議に出席させるものとする。

(会議)

第4条 課長会議は、担当課長が招集し、会務を総理する。

2 担当課長に事故あるときは、区振興課長補佐がその職務を代理する。

3 課長会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は毎月第2水曜日に開催する。ただし、担当課長が必要があると認めるときは、これを変更し、又は中止するものとする。

4 臨時会は、担当課長が必要の都度招集する。

5 担当課長は、会議の議事が簡易な報告又は事務連絡に係るものである場合は、資料の回覧をもって会議の開催に代えることができる。

(付議手続)

第5条 別表に掲げる者は、課長会議に付議すべき事項があるときは、開催日の属する週の前の週の金曜日までに、区振興課へ課長会議提案書(別記様式)に関係書類、資料等を添えて提出しなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合の提出期限については、この限りでない。

(報告)

第6条 担当課長は、会議終了後、速やかに会議の状況及び結果を区長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 課長会議の庶務は、区振興課において処理する。

(細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、課長会議の運営について必要な事項は、担当課長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区調整官
区振興課長
区民生活課長
まちづくり推進課長
社会福祉課長
長寿保険課長
健康づくり課長

別記様式

天竜区行役所課長会議提案書

		開催日	年 月 日		
提案課		区分	審議事項	報告事項	連絡事項
件名					
内容					